

第5章 環境配慮事項

本章では、「第4章 目標の実現に向けて」に示した7つの基本方針の環境施策を推進していくため、市民・事業者・市が、それぞれの活動の中で特に配慮すべき事項（環境配慮事項）を主体別に示す。

良好な環境を保全・創造していくためには、市民・事業者・市の各主体が、日常の生活や事業活動の中で、それぞれの役割を認識し、自主的・積極的に環境に配慮した行動を行うことが大切である。

環境に配慮した行動を効果的に行うためには、次に示す事項を繰り返して実践する必要がある。

知 る：環境に関連する様々な情報を“知る”

環境に関連する様々な情報とは、環境問題の現状、対策技術の開発・法整備・取組の現状、社会状況等の様々な情報である。

知る手段としては、新聞・テレビ等のマスメディアや環境学習会、地域のイベント、自らの行動による体験など様々なものが想定される。



考 える：環境問題を解決していくために何をすべきか“考える”

考える視点は、以下のとおりである。

自らが何をすべきかという視点で考える。

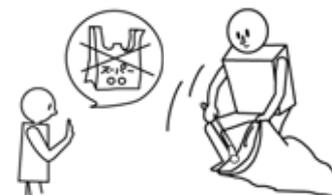
目的を見据えながら、まずは何からすべきかという視点で考える。

一面的に考えるのではなく、総合的な視点で考える。



行動する：環境問題の解決に向けて“行動する”

日常生活の中の様々な場面で、環境に配慮した行動をとることが重要であり、行動した後は、その結果を確認し、今後のとるべき行動に生かしていく。



環境教育・環境学習の推進

- ・地域の活動（清掃活動など）に参加する。
- ・環境学習などの催しに参加する。
- ・環境保全活動のリーダーを育成するセミナーに参加する。
- ・学校の授業や環境活動を通じて学んだことを理解し、家庭や地域で実践する。
- ・事業者・市が行う環境保全活動を知る。
- ・芦屋の環境に関する情報を知る。
- ・芦屋の環境に関する情報を市に提供する。

自然環境の保全

- ・動植物のむやみな採取は行わない。
- ・市域に生息する野生動植物に関心を持ち、大切にする。
- ・ため池や河川にブラックバスやブルーギルなどの移入種を放流しない。
- ・ペットや園芸品種などは、適切に飼育・管理する。
- ・自然とのふれあいに努め、自然の重要性について考える。

公害対策の推進

- ・自動車の使用を控え、バス・電車などの公共交通機関や自転車を利用する。
- ・自動車の運転をする際は、エコドライブに努める。（34頁「エコドライブ」参照）
- ・自家用車を購入する際には、低燃費かつ低排出ガス車などの低公害車を選択する。
- ・生活排水対策に関する情報を知り、実践する。（38頁「生活排水対策・10の工夫」参照）
- ・家庭から発せられる音が、近隣への迷惑とならないように気を付ける。
- ・道路では、自動車やバイクの静かな走行に努める。

地球温暖化対策の推進

- ・ 省資源・省エネルギー型の生活スタイルに努める。(43頁「**省エネルギー活動の具体例**」参照)
- ・ フロン類を含む製品の処理は、定められた方法を遵守する。
- ・ 生け垣緑化や屋上緑化など敷地内の緑化に努める。

循環型社会の形成

- ・ ごみの分別を徹底し、ごみの減量化・再資源化を図る。
- ・ 使い捨て商品を使わず、繰り返し何度も使う。
- ・ 故障した物は、できる限り修理して長く使う。
- ・ 生ごみの水切りに努める。
- ・ グリーンコンシューマーとして活動する。(50頁「**グリーンコンシューマー10原則**」参照)
- ・ 不法投棄を行わない。
- ・ 不法投棄を発見した場合、速やかに、市の担当窓口に通報する。
- ・ 不法な野焼きや小型焼却炉によるごみの焼却は行わない。

美しいまちなみの保全

- ・ 建築物等は、意匠、材料、色彩及び緑化などに配慮し、周辺のまちなみとの調和を図る。
- ・ 空地は、雑草の除去など近隣に配慮して適正に管理する。
- ・ 空き缶等のポイ捨て禁止、犬のふんの始末など、まちなみの美観に関わるマナーを守る。
- ・ 地域の緑化活動・環境美化活動に参加する。
- ・ 近隣の公園の維持管理に協力する。
- ・ 駐輪場所の情報などを把握し、他人の迷惑になる場所に自転車を置かない。

参画と協働の推進

- ・ 市民の役割(59頁「**市民の役割**」参照)を認識し、事業者・市とともに考え、行動する。

環境教育・環境学習の推進

- ・地域の活動（清掃活動など）に参加する。
- ・従業員に対して、環境に関する研修を実施し、環境に配慮した行動や事業活動を啓発する。
- ・環境保全への取組や環境管理のあり方などの情報を提供する。
- ・芦屋の環境に関心を持つ。
- ・市民・市が行う環境保全活動に関心を持つ。

自然環境の保全

- ・開発や工事を行う際には、自然環境への影響に配慮した事業を行う。
- ・敷地内に緑地やビオトープを整備するよう努める。
- ・ため池や河川にブラックバスやブルーギルなどの移入種を放流しない。
- ・ペットや園芸品種などは、適切に飼育・管理する。

公害対策の推進

- ・自動車の運転をする際は、エコドライブに努める。（34頁「エコドライブ」参照）
- ・業務用車両を購入する際には、低公害車の導入に努める。
- ・遠距離輸送時の鉄道利用や共同輸配送など、輸配送の効率化に努める。
- ・事業活動に伴って発生する大気汚染物質や悪臭の排出防止に努める。
- ・工事を行う際には、低騒音・低振動型の機械等の導入を図り、周辺への迷惑とならないように配慮する。
- ・道路では、自動車やバイクの静かな走行に努める。
- ・営業・商業宣伝騒音の抑制に努める。
- ・汚水や油を適切に処理する。

地球温暖化対策の推進

- ・ 新エネルギー・省エネルギー設備の導入に努める。
- ・ 省資源・省エネルギーの実施に努める。
- ・ フロン類を含む製品の処理は、定められた方法を遵守する。
- ・ 駐車場や敷地内には、透水性舗装や雨水浸透柵の設置に努める。
- ・ 屋上緑化・壁面緑化や緑地帯の整備など建物や敷地内の緑化に努める。

循環型社会の形成

- ・ 商品の過剰包装の見直しや買い物袋持参の呼び掛けを実施する。
- ・ 家電製品や家具の修理など、物の長期使用に向けたサービスの充実に努める。
- ・ グリーン購入に努める。
- ・ 「スリム・リサイクル宣言の店」への加入に努める。(50頁「スリム・リサイクル宣言の店の活動内容」参照)
- ・ 不法投棄を行わない。
- ・ 不法な野焼きや小型焼却炉によるごみの焼却は行わない。
- ・ 事業活動から発生する廃棄物等の処理は、定められた方法を遵守する。

美しいまちなみの保全

- ・ 建築物等は、意匠、材料、色彩及び緑化などに配慮し、周辺のまちなみとの調和を図る。
- ・ 空地は、雑草の除去など近隣に配慮して適正に管理する。
- ・ 屋外広告物等を設置する場合は、美観を損なうことがないように努める。
- ・ 景観を壊し、交通渋滞の原因にもなる違法駐車をしない。
- ・ 空き缶等のポイ捨て禁止など、従業員のマナーの高揚を図る。
- ・ 地域の緑化活動・環境美化活動に取り組む。

参画と協働の推進

- ・ 事業者の役割(59頁「事業者の役割」参照)を認識し、市民・市とともに考え、行動する。

環境教育・環境学習の推進

- ・ 環境教育・環境学習の推進方策に関する調査研究を行う。
- ・ 環境保全活動を率先して実施する。
- ・ 学校や地域において、子どもたちが自主的に環境学習や環境活動を行える機会をつくる。
- ・ 職員に対して、環境に関する研修を実施し、環境に配慮した行動や事業活動を啓発する。
- ・ 市民・事業者が行う環境保全活動に関心を持つ。
- ・ 芦屋の環境に関する情報を収集・整理し、情報を広く提供する。
- ・ 市内で行われるイベント、フォーラムなどの情報を把握する。

自然環境の保全

- ・ 移入種などが持ち込まれないよう啓発に努める。
- ・ 貴重な動植物の保護に努める。
- ・ 地域の自然を活用した人と自然とのふれあいを推進する。
- ・ 国立公園や風致地区などの土地利用制度を活用し、自然環境の保全を推進する。
- ・ 開発や工事を行う際には、自然環境に配慮した計画・整備を行う。

公害対策の推進

- ・ 公害に関する苦情に迅速に対応する。
- ・ 公共交通機関の充実や歩道・自転車道の整備のため、必要に応じて関係機関へ働きかける。
- ・ エコドライブについて、情報を提供し、普及啓発を行う。
- ・ 事業者への低公害車の普及促進に努める。
- ・ 公用車を購入する際は、低公害車の導入に努める。
- ・ 自動車公害対策の調査研究に努め、関係機関に要望する。
- ・ 工事を行う際には、周辺への迷惑とならないように配慮する。
- ・ 道路の新設や改良時に、排水性舗装（低騒音舗装）の導入を検討する。
- ・ 市施設からの大気汚染物質・悪臭・騒音・振動の発生抑制に努める。
- ・ 家庭で実行できる生活排水対策について、情報を提供し、普及啓発を行う。
- ・ 事業者の活動による騒音・振動の発生抑制を指導する。

地球温暖化対策の推進

- ・ 芦屋市環境保全率先実行計画に基づき，率先した行動に努める。
- ・ 地球温暖化対策としての経済的手法や技術に関する調査研究を行う。
- ・ 新エネルギー・省エネルギー設備の導入に努める。
- ・ フロン類などオゾン層破壊物質は，適切に処分する。
- ・ 森林・緑地の保全や育成を推進する。
- ・ 雨水や中水を有効利用できる設備の設置に努める。

循環型社会の形成

- ・ ごみの減量化の方法や廃棄物の発生が少ない製品に関する情報を提供する。
- ・ 5 R 生活の推進に関する啓発に努める。
- ・ 資源ごみの回収を促進する。
- ・ 廃棄物の適正な処理を行う。
- ・ 物品を購入する際には，グリーン購入に努める。
- ・ 公共工事から発生する建設資材廃棄物等は，可能な限り再資源化に努める。

美しいまちなみの保全

- ・ 各種制度・手法を活用して，住環境の保全・育成に努める。
- ・ 歴史的な景観，自然景観を保全する。
- ・ 市有地の緑化に努めるとともに，計画的な緑化の推進を図る。
- ・ 市有空地の適正管理に努めるとともに，空地の所有者に対して雑草の除去など適正に管理するよう啓発する。
- ・ 美化意識の高揚に努め，空き缶等のポイ捨てや落書き等の美観を損なう行為の抑制を図る。
- ・ 公共施設のデザイン等は景観に配慮したものとする。
- ・ 交通マナーの向上を図るとともに，駐輪施設の整備を検討する。

参画と協働の推進

- ・ 市の役割（59頁「市の役割」参照）を認識し，市民・事業者とともに考え，行動する。